処　分　基　準

令和６年５月７日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第13条
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙１「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり。
問　合　せ　先：	警察本部少年課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備　　考：	